

重点振興作物を新規栽培、面積拡大、経営維持したい

北上市重点振興作物強化事業費補助金(市・JA)

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

重点振興作物(アスパラガス、ニ子さといも、ねぎ、せり、小菊、ピーマン、トマト(ミニトマトを含む)、きゅうり)の新規栽培、面積拡大、経営維持に要する資材経費等を支援します。

対象者は？

- ①重点振興作物の新規栽培、面積拡大を行う農業者や法人
- ②重点振興作物を既に栽培し、機械又は設備を導入して経営維持を行う農業者や法人

交付条件は？

申請年度に300㎡以上の作付を行う農地が対象になります。(ただし、せりは100㎡以上)

どのような事業内容？

当年の栽培のために購入したものに対して補助されます。

補助対象者	補助対象経費	種別	補助金額
①の生産者	栽培用資材費	種苗、支柱、鉢、ネット、ロープ、マルチ	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額
	土壌用費	肥料、土壌改良資材、堆肥、農薬、土壌精密検査費	
①、②の生産者	機械導入費	畝立て・マルチ用機械、育苗用機械、植付用機械、防除用機械、収穫用機械、出荷調整用機械	補助対象経費の合計額の4分の1以内の額とし、その上限は20万円とする。
	設備導入費	かん水装置、制御装置、ハウス部材	

これに加え、JAいわて花巻の組合員の方は、JAいわて花巻からの事業補助を受けられる場合があります。

手続はどうするの？

- (1) JAいわて花巻北上地域営農グループへ申し込み【5月】
- (2) 申請書の提出
- (3) 審査、交付の決定
- (4) 完了届の提出
- (5) 請求書の提出

こちらの事業はJAいわて花巻北上地域営農グループ(TEL 71-1333)経由での申請となります。